

○会計規程（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日（制定）  
令和 6 年 7 月 1 日（最終改正）

## 第 5 章 契約

（契約の原則）

第 20 条 機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質上、これによりがたい場合は、随意契約を締結することができる。

2 前項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格及びその他契約について必要な事項は、別に規則に定める。